

**【重要】**

**令和7年度「高等教育の修学支援新制度」に係る学生等の申請手続きについて、令和7年6月30日(月)まで受け付けるようお願いします。**

7高学援第5号  
令和7年5月23日

各国立大学法人の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方公共団体の長  
各学校法人の理事長  
放送大学学園理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各都道府県知事  
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

御中

文部科学省高等教育局学生支援課長  
桐 生 崇

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」に係る学生等の申請手続きについて(通知)

各位におかれては、日頃より、奨学金事務の円滑な実施に御協力を賜るとともに、特に今年度は「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯への授業料等減免を拡充したことにより申請を希望する学生等が大きく増加する中、学生等からの問い合わせ対応など申請手続きに係る事務等に多大なる御尽力をいただいていることに、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度における本制度利用の申請に関しては、各校が設定する期間を過ぎたことにより学生等が手続きをできなくなっているという状況が少なからず認められています。

このため、先般、当省より各校に対し学生等の申請機会を確保するために必要な措置を要請しており、各校においては、申請期間の延長や再度の申請機会の設定を行うとともに、改めて学生等に周知徹底するなどの御対応をいただいているところです。

他方で、当省や独立行政法人日本学生支援機構に対し、いまなお、学校窓口において申請手続きを行えなかったとの相談が相次いでいるところです。

支援の対象となり得る学生等が本制度に申請することができず、支援を利用する機会を失ってしまうことは、教育費の負担を軽減する必要がある学生等を支援するという本制度の趣旨を損なうものであり、適切なものとは言えないと考えています。

これらのことを踏まえ、標題のことについて、下記の通り取り扱うこととします。

各校におかれては、本制度の利用を希望する学生等からの相談につき、引き続き適切に対応いただくよう、重ねて要請いたします。当省としても、学生等に対し、期限までの申請を引き続き促してまいります。

また、各学校設置者におかれては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校に、各都道府県知事におかれては所轄の専門学校に、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知をお願いします。

## 記

### 1. 各校における学生等の申請期間の設定

各校における学生等の申請期間については、従来、各校の設置者に一定の裁量を認めてきたところであるが、本年度の取扱いに関しては、多子世帯支援を拡充したことに伴い、対象となる学生等が大幅に増加している状況を踏まえ、各校においては、それぞれが設定する申請期間以降であっても、学生等が本制度の利用を希望する旨を申し出た場合には、令和7年6月30日(月)までの間、申請を受け付けること。

また、各校においては、学生等に対し、7月以降に学生等が本制度及び申請期間を了知していなかったということがないよう改めて周知徹底を図るとともに、6月30日(月)までに必ず「スカラネット」への入力を含めた申請手続きを行うよう指導すること。

### 2. 各校による独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)への推薦手続き期限の延長

上記1.の措置に伴い、各校における事務対応に必要な期間を確保するため、本年度の申請手続きに関しJASSOから提示されている各校推薦手続きにつき、「令和7年7月25日(金)」を最終期限としていたところ、新たに「令和7年8月25日(月)」を追加すること。

### 3. その他

1.及び2.については、今年度より多子世帯支援を拡充したことに伴う申請数の大幅な増加に対応するため、本年度に限った特別な措置として行うものであり、現時点において、本年度の二次採用及び次年度以降も同様に扱うことは想定していないこと。

#### <本件連絡先>

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

TEL:03-5253-4111(内線 3410、3495)

E-mail:qafutankeigen@mext.go.jp

#### 【専門学校に関すること】

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

(専門学校担当)

(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内)

TEL:03-5253-4111(内線 3280、3958)

E-Mail:koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ 問合せは原則としてメールでお願いします。